建築物省エネ法関係の手数料 算出例 (R7.4.1時点)

(例①) 一戸建ての住宅

- ・外皮、一次エネの両方を省エネ 仕様基準で評価
- ・各種認定を受けた建築物でない

(例②) 一戸建ての住宅

・外皮、一次エネの両方又はどち らかを標準計算で評価

(例③) 一戸建ての住宅

・新3号建築物(平屋かつ200㎡ 以下)であって建築士の設計に係るもの

省エネ審査 (着エ前)

確認申請手数料に「13,000円」を加算

省工ネ適判手数料 「37,000円」

省エネ審査対象外

(計画変更) 、の場合

建築基準法の 計画変更手数料に 「6,000円」を加算 省工ネ変更適判手数料「19,000円」

軽微変更該当証明書手数料「9,000円」

省エネ審査対象外

省エネ 完了検査 (竣工時)

完了検査手数料に 「3,000円」を加算 完了検査手数料に「3,000円」を加算

省エネ検査対象外

(例④) 共同住宅(25戸)

- ・外皮、一次エネの両方又はどち らかを標準計算で評価
- ・共用部分を評価しない

(例⑤) 一戸建ての住宅・共同住宅

・設計住宅性能評価、建設住宅性 能評価を取得するもの

(例⑥) 複合建築物

- ・住戸(IO戸) 標準計算
- ・共用部分(住宅)(80㎡)を評価する
- ・店舗(200㎡)モデル建物法

省エネ審査(着エ前)

省エネ適判手数料 住戸部分 共用部分を評価しない 「150,000円」+「0円」 = 「150,000円」

省エネ適判不要

確認申請手数料の加算不要

省エネ適判手数料

住戸部分 共用部分 「106,000円」+「118,000円」 非住宅部分であって工場等除く

- +「94,000円」
- =「318,000円」

(計画変更) 、の場合)

省工ネ変更適判手数料「78,000円」

軽微変更該当証明書手数料「39,000円」

完了検査時に 変更設計住宅性能評価書を 提出 省エネ変更適判手数料 各区分の金額を合算

軽微変更該当証明書手数料 各区分の金額を合算

省エネ 完了検査 (竣工時)

完了検査手数料に 住戸部分 共用部分を評価しない 「15,000円」+「0円」 = 「15,000円」を加算

建設住宅性能評価の 検査報告書により 完了検査手数料の加算不要

完了検査手数料に 住戸部分 共用部分 「10,000円」+「2,000円」

- 非住宅部分であって工場等除く + 「3,000円」
- =「15,000円」を加算